税務訴訟資料 第264号-125 (順号12506)

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(○○)第●●号、平成●●年(○○)第●●号 法人税 更正処分取消等請求上告及び上告受理事件

国側当事者 • 国 (昭和税務署長)

平成26年7月15日棄却・不受理・確定

(控訴審・名古屋高等裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成25年10月30日判決、本資料263号-201・順号12325)

(第一審・名古屋地方裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成23年9月29日判決、本資料261号-184・順号11774)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項 所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実 質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に 該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成26年7月15日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 岡部 喜代子

裁判官 大谷 剛彦

裁判官 大橋 正春

裁判官 木内 道祥

裁判官 山﨑 敏充

当事者目録

上告人兼申立人 A株式会社

同代表者代表取締役 甲

上告人兼申立人 B株式会社

同代表者代表取締役P

上記両名訴訟代理人弁護士 宮武 敏夫 ほか

被上告人兼相手方 国

同代表者法務大臣 谷垣 禎一 同指定代理人 森下 麻友美